

大分県報

平成二十九年
号外（五七）
四月十日

（月曜日）

目次

規則

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正……一

○規則

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四十六号

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年大分県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「に係る配当所得、」を「の配当等に係る利子所得及び配当所得、同法」に、「株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第三十七条の十一に基づく上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」に改める。

第三号様式中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

を

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

上場株式等の利子・配当所得